

睦監第29号
令和4年11月24日

睦沢町長 田中憲一様
睦沢町議會議長 田邊明佳様

睦沢町代表監査委員

岡田周美

睦沢町監査委員

今岡澄井

令和4年度定例監査結果について（報告）

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

なお、本監査は睦沢町監査基準に準拠して実施した。

記

1 監査の対象

- 令和4年度睦沢町一般会計
- 令和4年度睦沢町国民健康保険特別会計
- 令和4年度睦沢町農業集落排水事業特別会計
- 令和4年度睦沢町介護保険特別会計
- 令和4年度睦沢町後期高齢者医療特別会計

2 監査の期日

令和4年11月7日(月)、8日(火)

3 監査の方法

令和4年度定例監査を実施するにあたり、資料調整日(令和4年9月30日。ただし、職員配置及び事務分担に関する調べは、同年10月1日現在)までに執行した事務事業について、経済的、効率的、合法的かつ合理的であるか。また、今回の監査では、令和4年度中間における会計処理について、支払事務や調定事務に著しい遅延はないか等予算執行は適正に行われているか。内部統制の運用について取組状況はどうか。特別会計をはじめとする会計区分の在り方について等に主眼を置いて監査した。

4 監査の概要

(1) 予算の執行状況

令和4年9月30日現在における各会計の予算の執行状況は、次のとおりである。

(歳 入)

(単位：千円、%)

会計名 項目	予算額 (A)	調定済額 (B)	収入済額 (C)	予算に対する 収入歩合 (C)/(A)	調定済額に対 する収入歩合 (C)/(B)
一般会計	3,749,764	2,486,017	2,073,112	55.29	83.39
国民健康保険特別会計	1,038,097	941,112	412,356	39.72	43.82
農業集落排水事業特別会計	77,391	31,156	30,629	39.58	98.31
介護保険特別会計	853,745	754,189	394,600	46.22	52.32
後期高齢者医療特別会計	121,821	63,518	42,256	34.69	66.53
合 計	5,840,818	4,275,992	2,952,953	50.56	69.06

(千円以下切捨て)

(歳 出)

(単位：千円、%)

会計名 項目	予 算 額 (A)	支 出 済 額 (B)	予算に対する支出割合 (B)/(A)
一般会計	3,749,764	1,365,506	36.42
国民健康保険特別会計	1,038,097	380,387	36.64
農業集落排水事業特別会計	77,391	18,638	24.08
介護保険特別会計	853,745	331,508	38.83
後期高齢者医療特別会計	121,821	15,187	12.47
合 計	5,840,818	2,111,226	36.15

(千円以下切上げ)

(2) 監査の内容

① 議会事務局

局長以下4名（うち再任用1名、2名兼務）で、定例会及び臨時会を中心とした議会事務と併せて監査事務（兼務を除く）にあたる。

事務の執行状況及び支出の状況等について調査した。

② 総務課

総務課は、庶務秘書班及び行政管財班（選挙管理委員会兼務4名含む）で組織されており、課長以下10名で各事務事業にあたる。（長期休暇1名、病気休暇1名）

上半期の会計年度任用職員は3名（庶務、住民相談、防犯対策及び町長車運転）となっている。

ア 庶務秘書班

庶務秘書班は、給与、職員の任免・分限・懲戒・服務その他人事、法規の整備等の事務事業にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況の外、職員の人事管理・人事評価、防災行政無線、情報公開・個人情報保護事務、宿直業務、広報事務などについて調査した。

イ 行政管財班

行政管財班は、消防、防災、交通安全、契約・検査、財産管理及び公共施設の維持管理等の事務事業にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況の外、内部統制組織、災害対策、自治体DX推進、情報システムのクラウド化、新型コロナウイルス感染症対策などについて調査した。

ウ 選挙管理委員会

選挙管理委員会は、明るい選挙啓発、選挙人名簿の定時登録、各種選挙の執行、選挙管理委員会の事務事業にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況について調査した。

③ 企画財政課

企画財政課は、企画班及び財政班で組織されており、課長以下8名で

各事務事業にあたる。（うち長南町へ派遣1名）

ア 企画班

企画班は、スマートウェルネスタウン（道の駅）、地方創生、統計等の事務事業にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況の外、スマートウェルネスタウン拠点形成事業、特定地区公園事業、公共交通関連事業などについて調査した。

イ 財政班

財政班は、財政事務、ふるさと納税、地方公会計制度等の事務事業にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況の外、ふるさと納税、公会計制度などについて調査した。

④ 税務住民課

税務住民課は、税務班及び住民班で組織されており、課長以下11名（うち再任用1名）で各事務事業にあたる。（育児休暇1名）

上半期の会計年度任用職員は1名（税務班及び住民班事務補助）となっている。

ア 税務班

税務班は、町税及び国民健康保険税の賦課・徴収を中心とした税務事務にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況の外、不納欠損処理、固定資産評価替に係る事務、町税等の徴収体制などについて調査した。

イ 住民班

住民班は、戸籍、住民登録、個人番号制度等の事務にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務の執行状況の外、マイナ・アシスト導入によるマイナンバーカード交付業務などについて調査した。

⑤ 福祉課

福祉課は、福祉班及び子育て推進班で組織されており、地域包括支援センター業務を含め、課長以下13名（うち町社会福祉協議会派遣1名、

地域包括支援センター業務兼務3名、再任用1名）で各事務事業にあたる。（育児休暇1名）

上半期の会計年度任用職員は2名（母子保健事業）となっている。

ア 福祉班

福祉班は、高齢者・障害者の福祉及び生活困窮者等の事務事業にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況の外、療養支援業務、社会福祉協議会関係事務、生活保護事務、福祉有償運送事業、福祉タクシー事業などについて調査した。

イ 子育て推進班

子育て推進班は、児童福祉・こども医療対策・母子保健等の事務事業にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況の外、虐待防止事務、子ども医療事務などについて調査した。

ウ 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、介護予防事業及びケアプラン作成等の事務事業にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況の外、地域支援事業などについて調査した。

⑥ 健康保険課

健康保険課は、保険班及び健康推進班で組織されており、課長以下12名で各事務事業にあたる。

上半期の会計年度任用職員は5名（健康事務補助及び介護認定調査）となっている。

ア 保険班

保険班は、国民健康保険、国民年金、介護保険事業及び後期高齢者医療等の事務事業にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況の外、特定健診受診率向上対策事業、介護保険事業などについて調査した。

イ 健康推進班

健康推進班は、住民健康診査等の各種予防事業、保健師活動、栄養士活動、健康づくり事業等の事務事業にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況の外、心の電話相談事業、新型コロナウイルス感染症対策などについて調査した。

⑦ 産業建設課

産業建設課は、建設班、産業振興班及び生活環境班で組織されており、課長以下13名（うち経済産業省派遣1名、農業委員会兼務3名）で、各事務事業にあたる。

上半期の会計年度任用職員は1名（鳥獣等処理業務）となっている。

ア 建設班

建設班は、工事設計積算・監督事務、道路・河川・公園・町営住宅等の維持管理、災害復旧等の事務事業にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況の外、町道管理、地籍調査、住宅リフォーム補助などについて調査した。

イ 産業振興班

産業振興班は、農業、林業、商工観光業、有害鳥獣対策、環境保全型農業直接支払対策等の事務事業にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況の外、多面的機能支払交付金、有害鳥獣対策及び補助金などについて調査した。

ウ 生活環境班

生活環境班は、産業廃棄物対策、畜犬登録、農業集落排水、コミュニティ・プラント等の事務事業にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況の外、コミュニティ・プラント、特定地域生活排水処理事業、公営企業法的化移行事務などについて調査した。

⑧ 農業委員会

局長以下3名（全員兼務）で、農地及び農業者年金等に関する事務事業にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況の外、農用地利用集積計画について調査した。

⑨ 会計課

会計管理者以下2名で、出納事務及び物品の管理にあたる。

所管する会計の収入支出の状況の外、指定金融機関の監査状況について調査した。

⑩ 教育委員会

教育課

教育課は、学校教育班及び生涯学習班で組織されており、教育長以下15名（うち再任用3名、こども園事務1名）で各事務事業にあたる。

上半期の会計年度任用職員は15名（教諭6名、事務員3名、バス運転6名）となっている。

ア 学校教育班

学校教育班は、教育委員会、学校教育及び学校給食等の事務事業にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況の外、園・小中学校の新型コロナウイルス感染症対策、教員労働実態、教育扶助、中学生海外交流事業、放課後児童クラブ運営などについて調査した。

イ 生涯学習班

生涯学習班は、各施設を活動の拠点として、生涯学習指導、社会体育指導等の事務事業にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況の外、体育業務委託、文化財保護事業等について調査した。

なお各施設別の内容については、次のとおりである。

a) 中央公民館

中央公民館は、社会教育、青少年教育、生涯学習及び体育指導等の事務事業にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況について調査した。

b) 歴史民俗資料館

歴史民俗資料館は、郷土資料の収集と保存、研究調査及び文化財の保護等にあたる。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況について調査した。

こども園

こども園は、園長以下24名（うち再任用2名、保健師1名、調理員2名）で、乳幼児の短時間保育、長時間保育の通常保育と子育て支援業務にあたる。（産後休暇1名、育児休暇2名）

上半期の会計年度任用職員は15名（うち管理栄養士1名、調理員2名、運転手1名、保育補助2名）となっている。

所管する会計の収入支出の状況と事務事業の執行状況の外、入園児の現状及び保育士の確保、こども園バスの送迎時の安全確認などについて調査した。

5 監査の結果

地方自治法第199条第1項、第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、第2項により一般行政事務いわゆる行政監査並びに第3項の規定により、事務の執行が、住民の福祉の増進と最小の経費で最大の効果が上がり、組織及び運営の合理化と規模の適正化が図られているかを監査した。

方法は、令和4年4月1日から令和4年9月30日までに執行された、各課等が所管する事務事業の執行状況及び会計収支状況を主な資料として実施した。また今回の監査では、主に行財政に関する事務事業について、合法性、正確性等を中心に監査した。

その結果、一般会計において収入済額は、2,073,112千円で、予算額3,749,764千円に対し55.29%（前年度56.60%）の収入率で、調定額2,486,017千円に対する収入率は、83.39%（前年度81.39%）である。

一方、支出済額は1,365,506千円で36.42%（前年度40.19%）の執行率であり、予算額に対しての収入率、執行率は、いずれも前年度をわずかに下回っているものの、事務事業の執行については、関係法令及び予算に基づき、概ね適正に執行されていると認められた。

今回の定例監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項はない。

なお、総括的意見として、以下の点に留意願いたい。

6 総括的意見

- (1) 新型コロナウイルス感染者数は、下げ止まりから最近増加傾向にあり、年末に向けて第8波が想定され、これからシーズンを迎えるインフルエンザの予防と併せた、町民の命と暮らしを守るために感染症対策を進められたい。
- (2) コロナ禍及び急激な円安等による物価高により、経済は停滞し、今

後、財政状況、雇用情勢に厳しさが増し、歳入に影響が出てくると思われるが、経費縮減を始め、町財政運営の根幹である歳入の確保について、下半期に向け一層の努力をお願いしたい。

- (3) マイナンバーカードは、今後、国が進めるデジタル化にも繋がり、個人番号の証明、本人確認の証明、健康保険証等としての利用が必要なものとなるため、利便性を一層周知する方策を検討し、交付率を上げられたい。